14-5　労働審判制度の特徴等

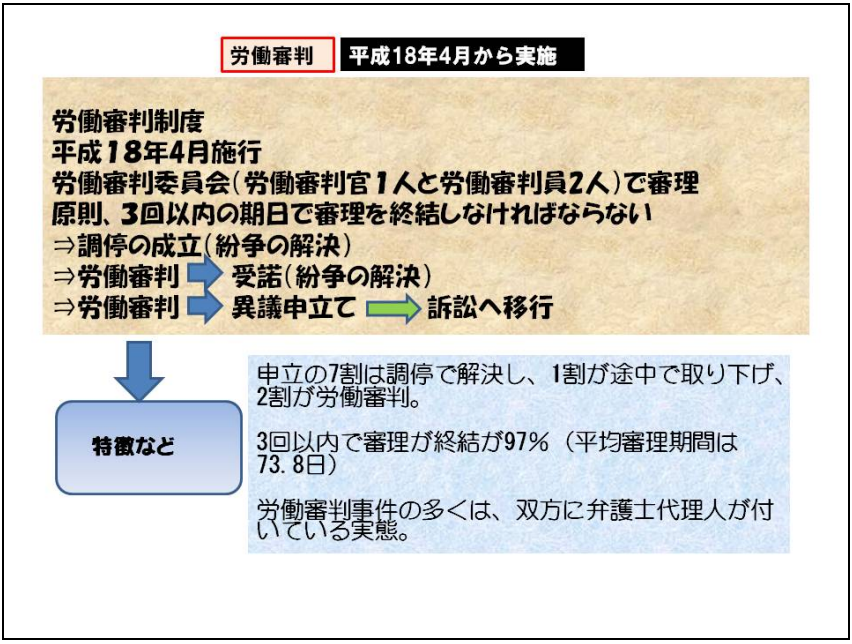

第 3 回期日−調停、不調の場合は審判

労働審判は、第 3 回期日では、調停を行い、それが成功しない場合は、審理を終結して即日口頭又は後日書面にて審判を行なうこととなる。審判に対しては、2 週間以内に異議申立を行なうことが可能（この場合、訴訟に移行）、異議申立がなければ審判の効力が確定する。

労働審判の利用と注意点

［1］　労働審判の利用に当たっては、弁護士費用を含めたコストを考慮する必要がある。とくに、金銭的要求を伴う事件ではこの点を無視できない。しかし、訴えが認められることによって期待できる感情面での癒し効果が大きいのも事実である。

［2］　労働審判の申立先は、現在、都道府県に 1 か所（地方裁判所本庁）であるから注意する（北海道は 4 か所）。

（*）　新受件数は、平成 18 年度 4-12 月 877 件、平成 19 年度 1,494 件、21 年度 3,468 件、22 年度 3,375 件となっている。労働審判事件は、双方代理人付き事件が 85%に達しているのも特徴点の一つである。